

【丹波篠山の家普及促進事業補助金申請書類】

・申請（認定申請、交付申請）に際しては、（チェック内容）に適合した上で、下記の添付書類をご用意頂く必要があります。

認定申請

（チェック内容）

- 丹波篠山の家認定基準（別紙）に適合した住戸の建築を行うものとなっている。
- 注文住宅の場合は建築主、建売住宅の場合は工務店等（市内外・不動産事業者を含む）であること。（注文住宅が工務店等の場合、確認必要）
- 市内工務店を利用する計画があるか確認を行うこと。
- 地域型住宅グリーン化事業（国補助金）が受けられなくなることに留意すること。

○注文住宅の場合（申請者は建築主）

- (1) 丹波篠山の家設計説明書（様式第1号の2）
- (2) 建物の位置図
- (3) 建物の配置図
- (4) 平面図・断面図（寸法記入の記入要）
- (5) 立面図（着色）※色彩はマンセル値で示すこと
- (6) 仕上表
- (7) 矩計図
- (8) 工事見積書の写し（部材起債の内訳書添付要）
- (9) 各計画届出受付書写し（該当有りの場合）
- (10) 認定基準自己評価書（チェックシート）
- (11) その他市長が必要と認める書類



◆丹波篠山の家モデルハウス
（ハートピア北条団地内にて建築中）

○建売住宅の場合（申請者は工務店等）

- (1) 会社定款又は決算書写し
- (2) 丹波篠山の家設計説明書（様式第1号の2）
- (3) 建物の位置図
- (4) 建物の配置図
- (5) 平面図・断面図（寸法記入の記入要）
- (6) 立面図（着色）※色彩はマンセル値で示すこと
- (7) 仕上表

- (8) 矩計図
- (9) 工事見積書の写し（部材起債の内訳書添付要）
- (10) 各計画届出受付書写し（該当有りの場合）
- (11) 認定基準自己評価書（チェックシート）
- (12) その他市長が必要と認める書類

補助金交付申請

◆建築工事費補助

（チェック内容）

- 申請は丹波篠山の家普及促進事業認定を受けている住宅を取得した者が行っているか。
- 建物建物（基準を満たす「丹波篠山の家」）取得時において注文住宅は建築工事費、又は建売住宅は購入費用の支出を行うものであるか。
- 認定の日から3年以内に丹波篠山の家認定住宅を取得済みであるか。

○注文住宅の場合（申請者は丹波篠山の家認定住宅を取得する建築主）

- (1) 建築主の住民票の写し（住民登録の状況確認の同意を得た場合は不要）
- (2) 建物登記事項証明書又は引渡証明書の写し
- (3) 建物の位置図
- (4) 建物の配置図
- (5) 平面図・断面図（寸法記入の記入要）
- (6) 立面図（着色）※色彩はマンセル値で示すこと
- (7) 仕上表
- (8) 矩計図
- (9) 兵庫県産材の産地証明書の写し、又は出荷証明書の写し
- (10) 丹波篠山産材の産地証明書の写し、又は出荷証明書の写し（丹波篠山産木材を使用した場合に限る。）
- (11) 長期優良住宅認定通知書の写し又は住宅性能評価書の写し（該当有りの場合）
- (12) 領収書の写し
- (13) 工事完成写真
- (14) その他市長が必要と認める書類

○建売住宅の場合（申請者は丹波篠山の家認定住宅を取得する購入者）

- (1) 購入者の住民票の写し（住民登録の状況確認の同意を得た場合は不要）
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 建物登記事項証明書又は引渡証明書の写し

- (4) 建物の位置図
- (5) 平面図・断面図
- (6) 立面図（着色）
- (7) 仕上表
- (8) 矩計図
- (9) 兵庫県産材の産地証明書の写し、又は出荷証明書の写し
- (10) 丹波篠山産材の産地証明書の写し、又は出荷証明書の写し（丹波篠山産木材を使用した場合に限る。）
- (11) 長期優良住宅認定通知書の写し又は住宅性能評価書の写し（該当有りの場合）
- (12) 領収書の写し
- (13) 購入住宅の写真
- (14) その他市長が必要と認める書類

◆普及啓発費補助（申請者は丹波篠山の家認定住宅を建築する市内工務店）

（チェック内容）

- 丹波篠山の家普及促進事業認定を受けているか。
- 申請者は丹波篠山の家認定住宅を建築中の市内工務店であるか。
- 事業実施までの申請となっているか。
- 申請の対象が現地案内会（施工途中・完成）等のPRイベント実施に係る内容（チラシ・開催のための消耗品・モデル家具等のリース費用等）で、10万円以下となっているか。

○交付申請時

- (1) 普及啓発実施計画書（様式第6号の2）
- (2) その他市長が必要と認める書類

○交付請求時

- (1) 普及啓発実績報告書（様式第6号の2）
- (2) 実施状況写真（現地案内会等実施時で、のぼり、パネル、パンフレット等の設置が確認できるもの）
- (3) 対象経費として支出を行ったことが確認できるもの（契約書又は領収書等）

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆担当：丹波篠山市まちづくり部地域計画課

- ・TEL：079-552-1118（直通）
- ・FAX：079-552-0619